



環 保 第 535 号
令 和 7 年 9 月 2 日

外務省特命全権大使（沖縄担当）
宮川 学 殿

沖縄県知事 玉城 デニ



米軍機による航空機騒音の軽減措置等について（要請）

平成 8 年 3 月に日米合同委員会で合意された「嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置」においては、人口稠密地域上空の飛行回避、また、夜間訓練飛行の制限などの措置を講じることとされています。

しかしながら、県と市町村が実施した令和 6 年度の航空機騒音測定結果では、環境基準の類型あてはめのある測定局において、嘉手納飛行場周辺の 19 測定局中 8 局、普天間飛行場周辺の 13 測定局中 3 局の計 11 局で環境基準値を超過しています。

嘉手納飛行場では、かねてから甚大な騒音被害が生じているところ、F-15C/D 戦闘機の退役に伴う F-22 戦闘機等の巡回配備が開始されて以降、100 デシベルを超える騒音が幾度も発生し、特に騒音が激しいとされる F-35A 戦闘機の飛来により、周辺住民の基地負担はさらに増大しております。また、夜間 22 時から翌朝 6 時までの騒音発生回数についても、前年度と比較して 21 測定局中 16 局で増加しており、周辺自治体に対し住民から多くの苦情が寄せられています。

さらに、駐機場拡張整備工事の遅れに伴い、一時的に MC-130 特殊作戦機等の駐機場となっている通称パループの使用期間が延長されたほか、これまでに同地区での使用が見られなかった HH-60 ヘリが日常的に駐機し、また、航空機の自走やエンジン調整が行われるなど、実質的に同地区の使用が恒常化しており、同地区に隣接する住宅地域での騒音及び悪臭被害が増大し深刻な問題となっております。

加えて、SAGO 最終報告における騒音軽減イニシアティブに基づき、平成 29 年に移転が実現した旧海軍駐機場については、移転後もたびたび、HH-60 ヘリコプターや、外来機の KDC-10、KC-46 などにより使用され、騒音を発生させています。

普天間飛行場でも、MV-22 オスプレイや CH-53 等ヘリの夜間飛行や住宅地上空での旋回訓練、住宅地近傍でのエンジン調整、F/A-18 戦闘機や F-35 戦闘機等の外来機飛来などにより、低周波音を含めた航空機騒音被害が継続しており、今年 2 月には航空機騒音測定結果として過去最大に迫る水準となる 124.4 デシベルの騒音測定値を観測しております。また、夜間 22 時から翌朝 6 時までの騒音発生回数についても、前年度と比較可能な 12 測定局中 10 局で増加しています。

さらに、令和 7 年 5 月 5 日から 9 日にかけて実施された嘉手納飛行場を起点とする即応訓練では、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺地域で 100 デシベルを超える騒音が幾度も発生したほか、両飛行場周辺のみならず広範囲で非常に

多くの住民から県や地元市町村に苦情が寄せられるなど住民生活に深刻な影響を及ぼしました。

加えて、東村、宜野座村及び伊江村などの北部地域から那覇市までの広域において、MV-22 オスプレイ等の米軍機の飛行に伴い、地元自治体に対し住民から航空機騒音等の苦情が寄せられております。

昼夜を問わない航空機の騒音や排気ガスの発生は、県民の生活環境に大きな影響を与えており、また、航空機騒音規制措置による騒音軽減効果が明確に現れていないことは、極めて遺憾であります。

つきましては、航空機騒音に係る環境基準が達成され、周辺地域住民の生活環境が良好に保全されるよう、下記の事項について強く要請します。

記

- 1 嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺地域における航空機騒音に係る環境基準の達成に向け、実効性のある具体的な航空機騒音軽減の措置をとるよう米軍に働きかけること。
- 2 日米合同委員会で合意された「嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置」（以下「航空機騒音規制措置」という。）及び「MV-22 オスプレイの我が国における運用に係る具体的な措置」の厳格な運用を米軍に働きかけること。
- 3 両飛行場の航空機騒音規制措置の実施状況及び改善状況について、県及び周辺市町村へ報告を行うよう米軍に働きかけるとともに、日米合同委員会においてその実施に伴う効果について検証を行い、結果を公表すること。
- 4 両飛行場において実施されている一部訓練移転について、効果の検証を行い、当該結果を踏まえ、具体的かつ実効性のある対応策を講じること。さらに、両飛行場所属航空機の県外、国外への分散移転、長期にわたるローテーション配備や外来機の暫定配備を行わないことを含め飛来制限等を実施するよう米軍に働きかけること。
- 5 嘉手納飛行場の通称パパーループにおける航空機の使用を行わないよう米軍に働きかけること。また、SACO 最終報告における騒音軽減イニシアティブに基づき移転が実現した旧海軍駐機場については、使用を直ちに禁止するよう米軍に働きかけること。
- 6 米軍機による騒音、悪臭、低周波音の実態調査や健康への影響評価を県や市町村が実施した場合、県や市町村に対し、十分な財政措置を講ずること。
- 7 即応訓練など通常と異なる訓練実施時においても、航空機騒音規制措置を厳格に運用し、周辺地域社会に与える影響を最小限とするよう米軍に働きかけること。



環 保 第 535 号
令 和 7 年 9 月 2 日

在 沖 米 国 総 領 事
ア ン ド リ ュ ー ・ オ ウ 殿

沖 縄 県 知 事 玉 城 デ ニ



米 軍 機 に よ る 航 空 機 騒 音 の 軽 減 措 置 等 に つ い て (要 請)

平成 8 年 3 月 に 日 米 合 同 委 員 会 で 合 意 さ れ た 「 嘉 手 納 飛 行 場 及 び 普 天 間 飛 行 場 に お け る 航 空 機 騒 音 規 制 措 置 」 に お い て は 、 人 口 稠 密 地 域 上 空 の 飛 行 回 避 、 ま た 、 夜 間 訓 練 飛 行 の 制 限 な ど の 措 置 を 講 じ る こ と と さ れ て い ま す 。

し か し な が ら 、 県 と 市 町 村 が 実 施 し た 令 和 6 年 度 の 航 空 機 騒 音 測 定 結 果 で は 、 環 境 基 準 の 類 型 あ て は め の あ る 測 定 局 に お い て 、 嘉 手 納 飛 行 場 周 辺 の 19 測 定 局 中 8 局 、 普 天 間 飛 行 場 周 辺 の 13 測 定 局 中 3 局 の 計 11 局 で 環 境 基 準 値 を 超 過 し て い ま す 。

嘉 手 納 飛 行 場 で は 、 か ね て か ら 甚 大 な 騒 音 被 害 が 生 じ て い る と こ ろ 、 F-15C/D 戦 闘 機 の 退 役 に 伴 う F-22 戦 闘 機 等 の 巡 回 配 備 が 開 始 さ れ て 以 降 、 100 デ シ ベ ル を 超 え る 騒 音 が 幾 度 も 発 生 し 、 特 に 騒 音 が 激 し い と さ れ る F-35A 戦 闘 機 の 飛 来 に よ り 、 周 辺 住 民 の 基 地 負 担 は さ ら に 増 大 し て お り ま す 。 ま た 、 夜 間 22 時 か ら 翌 朝 6 時 ま で の 騒 音 発 生 回 数 に つ い て も 、 前 年 度 と 比 較 し て 21 測 定 局 中 16 局 で 増 加 し て お り 、 周 辺 自 治 体 に 対 し 住 民 か ら 多 く の 苦 情 が 寄 せ ら れ て い ま す 。

さ ら に 、 駐 機 場 拡 張 整 備 工 事 の 遅 れ に 伴 い 、 一 時 的 に MC-130 特 殊 作 戦 機 等 の 駐 機 場 と な っ て い る 通 称 パ ル プ の 使 用 期 間 が 延 長 さ れ た ほ か 、 こ れ ま で に 同 地 区 で の 使 用 が 見 ら れ な か っ た HH-60 ヘ リ が 日 常 的 に 駐 機 し 、 ま た 、 航 空 機 の 自 走 や エ ン ジ ン 調 整 が 行 わ れ る な ど 、 実 質 的 に 同 地 区 の 使 用 が 恒 常 化 し て お り 、 同 地 区 に 隣 接 す る 住 宅 地 域 で の 騒 音 及 び 悪 臭 被 害 が 増 大 し 深 刻 な 問 題 と な っ て お り ま す 。

加 え て 、 SACO 最 終 報 告 に お け る 騒 音 軽 減 イ ニ シ ア テ ィ ヴ に 基 づ き 、 平 成 29 年 に 移 転 が 実 現 し た 旧 海 軍 駐 機 場 に つ い て は 、 移 転 後 も た び た び 、 HH-60 ヘ リ コ プ タ ー や 、 外 来 機 の KDC-10、 KC-46 な ど に よ り 使 用 さ れ 、 騒 音 を 発 生 さ せ て い ま す 。

普 天 間 飛 行 場 で も 、 MV-22 オ ス プ レ イ や CH-53 等 ヘ リ の 夜 間 飛 行 や 住 宅 地 上 空 で の 旋 回 訓 練 、 住 宅 地 近 傍 で の エ ン ジ ン 調 整 、 F/A-18 戦 闘 機 や F-35 戦 闘 機 等 の 外 来 機 飛 来 な ど に よ り 、 低 周 波 音 を 含 め た 航 空 機 騒 音 被 害 が 継 続 し て お り 、 今 年 2 月 に は 航 空 機 騒 音 測 定 結 果 と し て 過 去 最 大 に 迫 る 水 準 と な る 124.4 デ シ ベ ル の 騒 音 測 定 値 を 観 測 し て お り ま す 。 ま た 、 夜 間 22 時 か ら 翌 朝 6 時 ま で の 騒 音 発 生 回 数 に つ い て も 、 前 年 度 と 比 較 可 能 な 12 測 定 局 中 10 局 で 増 加 し て い ま す 。

さ ら に 、 令 和 7 年 5 月 5 日 か ら 9 日 に か け て 実 施 さ れ た 嘉 手 納 飛 行 場 を 起 点 と す る 即 応 訓 練 で は 、 嘉 手 納 飛 行 場 及 び 普 天 間 飛 行 場 周 辺 地 域 で 100 デ シ ベ ル を 超 え る 騒 音 が 幾 度 も 発 生 し た ほ か 、 両 飛 行 場 周 辺 の み な ら ず 広 範 囲 で 非 常 に

多くの住民から県や地元市町村に苦情が寄せられるなど住民生活に深刻な影響を及ぼしました。

加えて、東村、宜野座村及び伊江村などの北部地域から那覇市までの広域において、MV-22 オスプレイ等の米軍機の飛行に伴い、地元自治体に対し住民から航空機騒音等の苦情が寄せられております。

昼夜を問わない航空機の騒音や排気ガスの発生は、県民の生活環境に大きな影響を与えており、また、航空機騒音規制措置による騒音軽減効果が明確に現れていないことは、極めて遺憾であります。

つきましては、航空機騒音に係る環境基準が達成され、周辺地域住民の生活環境が良好に保全されるよう、下記の事項について強く要請します。

記

- 1 嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺地域における航空機騒音に係る環境基準の達成に向け、実効性のある具体的な航空機騒音軽減の措置をとること。
- 2 日米合同委員会で合意された「嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置」（以下「航空機騒音規制措置」という。）及び「MV-22 オスプレイの我が国における運用に係る具体的な措置」を厳格に運用すること。
- 3 両飛行場の航空機騒音規制措置の実施状況及び改善状況について、県及び周辺市町村へ報告するとともに、日米合同委員会においてその実施に伴う効果について検証を行い、結果を公表すること。
- 4 両飛行場において実施されている一部訓練移転について、効果の検証を行い、当該結果を踏まえ、具体的かつ実効性のある対応策を講じること。さらに、両飛行場所属航空機の県外、国外への分散移転、長期にわたるローテーション配備や外来機の暫定配備を行わないことを含め飛来制限等を実施すること。
- 5 嘉手納飛行場の通称パパーループにおける航空機の使用を行わないこと。また、SACO 最終報告における騒音軽減イニシアティブに基づき移転が実現した旧海軍駐機場については、使用を直ちに禁止すること。
- 6 即応訓練など通常と異なる訓練実施時においても、航空機騒音規制措置を厳格に運用し、周辺地域社会に与える影響を最小限とすること。



環 保 第 535 号
令 和 7 年 9 月 2 日

沖繩防衛局長
村 井 勝 殿

沖 縄 県 知 事 玉 城 徳 二



米軍機による航空機騒音の軽減措置等について（要請）

平成8年3月に日米合同委員会で合意された「嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置」においては、人口稠密地域上空の飛行回避、また、夜間訓練飛行の制限などの措置を講じることとされています。

しかしながら、県と市町村が実施した令和6年度の航空機騒音測定結果では、環境基準の類型あてはめのある測定局において、嘉手納飛行場周辺の19測定局中8局、普天間飛行場周辺の13測定局中3局の計11局で環境基準値を超過しています。

嘉手納飛行場では、かねてから甚大な騒音被害が生じているところ、F-15C/D戦闘機の退役に伴うF-22戦闘機等の巡回配備が開始されて以降、100デシベルを超える騒音が幾度も発生し、特に騒音が激しいとされるF-35A戦闘機の飛来により、周辺住民の基地負担はさらに増大しております。また、夜間22時から翌朝6時までの騒音発生回数についても、前年度と比較して21測定局中16局で増加しており、周辺自治体に対し住民から多くの苦情が寄せられています。

さらに、駐機場拡張整備工事の遅れに伴い、一時的にMC-130特殊作戦機等の駐機場となっている通称パパループの使用期間が延長されたほか、これまでに同地区での使用が見られなかったHH-60ヘリが日常的に駐機し、また、航空機の自走やエンジン調整が行われるなど、実質的に同地区の使用が恒常化しており、同地区に隣接する住宅地域での騒音及び悪臭被害が増大し深刻な問題となっております。

加えて、SACO最終報告における騒音軽減イニシアティブに基づき、平成29年に移転が実現した旧海軍駐機場については、移転後もたびたび、HH-60ヘリコプターや、外来機のKDC-10、KC-46などにより使用され、騒音を発生させています。

普天間飛行場でも、MV-22オスプレイやCH-53等ヘリの夜間飛行や住宅地上空での旋回訓練、住宅地近傍でのエンジン調整、F/A-18戦闘機やF-35戦闘機等の外来機飛来などにより、低周波音を含めた航空機騒音被害が継続しており、今年2月には航空機騒音測定結果として過去最大に迫る水準となる124.4デシベルの騒音測定値を観測しております。また、夜間22時から翌朝6時までの騒音発生回数についても、前年度と比較可能な12測定局中10局で増加しています。

さらに、令和7年5月5日から9日にかけて実施された嘉手納飛行場を起点とする即応訓練では、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺地域で100デシベルを超える騒音が幾度も発生したほか、両飛行場周辺のみならず広範囲で非常に

多くの住民から県や地元市町村に苦情が寄せられるなど住民生活に深刻な影響を及ぼしました。

加えて、東村、宜野座村及び伊江村などの北部地域から那覇市までの広域において、MV-22 オスプレイ等の米軍機の飛行に伴い、地元自治体に対し住民から航空機騒音等の苦情が寄せられております。

昼夜を問わない航空機の騒音や排気ガスの発生は、県民の生活環境に大きな影響を与えており、また、航空機騒音規制措置による騒音軽減効果が明確に現れていないことは、極めて遺憾であります。

つきましては、航空機騒音に係る環境基準が達成され、周辺地域住民の生活環境が良好に保全されるよう、下記の事項について強く要請します。

記

- 1 嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺地域における航空機騒音に係る環境基準の達成に向け、実効性のある具体的な航空機騒音軽減の措置をとるよう米軍に働きかけること。
- 2 日米合同委員会で合意された「嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置」（以下「航空機騒音規制措置」という。）及び「MV-22 オスプレイの我が国における運用に係る具体的な措置」の厳格な運用を米軍に働きかけること。また、両措置の遵守状況を確認するため、両飛行場周辺における航空機の飛行コース、飛行高度等の実態を明らかにするためのシステムを設置し、そのデータを速やかに公表すること。
- 3 両飛行場の航空機騒音規制措置の実施状況及び改善状況について、県及び周辺市町村へ報告を行うよう米軍に働きかけるとともに、日米合同委員会においてその実施に伴う効果について検証を行い、結果を公表すること。
- 4 両飛行場での地上騒音に係る航空機騒音の実態調査を行い、その結果を評価及び公表するとともに、これらの結果を踏まえ、航空機騒音の軽減措置を米軍に働きかけること。
- 5 夜間における両飛行場でのエンジン調整音等を含めた航空機騒音の実態調査を行い、夜間等価騒音レベル L_{night} （エルナイト）等による周辺住民の健康への影響を評価及び公表し、これらの結果を踏まえ、航空機騒音の軽減措置を米軍に働きかけること。
- 6 両飛行場における米軍機による低周波音の実態調査及び健康への影響評価を行い、その結果を公表すること。また、低周波音にかかる環境基準の設定など適切な対策をとること。
- 7 両飛行場において実施されている一部訓練移転について、効果の検証を行い、当該結果を踏まえ、具体的かつ実効性のある対応策を講じること。さらに、両飛行場所属航空機の県外、国外への分散移転、長期にわたるローテーション配備や外来機の暫定配備を行わないことを含め飛来制限等を実施するよう米軍

に働きかけること。

- 8 嘉手納飛行場の通称パパーブにおける航空機の使用を行わないよう米軍に働きかけること。また、SACO 最終報告における騒音軽減イニシアティブに基づき移転が実現した旧海軍駐機場については、使用を直ちに禁止するよう米軍に働きかけること。
- 9 米軍機の排気ガスによる悪臭の実態を把握するため必要な調査を行い、その結果を公表するとともに、当該排気ガスによる悪臭を防止するための有効な対策をとること。
- 10 米軍機による騒音、悪臭、低周波音の実態調査や健康への影響評価を県や市町村が実施した場合、県や市町村に対し、十分な財政措置を講ずること。
- 11 住宅防音工事の区域指定告示後に建築された住宅への防音工事の適用拡大や、対象区域の拡大、事務所・店舗等の対象化、十分な防音工事予算の確保など、騒音対策の強化・拡充を図ること。また、交付手続等の簡素化・迅速化について配慮すること。
- 12 全ての認可外保育施設を防音対策事業の補助対象施設とすること。
- 13 学校及び保育施設において防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱の改正により補助対象外とされた3級及び4級の防音工事により新たに設置する空調設備の維持費を補助対象とすること。
- 14 伊江島補助飛行場、北部訓練場、キャンプ・シュワブ、キャンプ・ハンセン等において、夜間早朝の飛行や住宅地上空の飛行を可能な限り回避するよう米軍に働きかけるなど、騒音対策の強化を図ること。
- 15 沖縄防衛局が実施している全ての騒音測定結果をホームページ等で公表すること。また、現在行われている24時間目視調査結果については、月ごとの報告に加え、日ごとの集計についても提供すること。
- 16 米軍機による騒音や悪臭等に係る貴局の苦情相談窓口について広く周知し、苦情件数・内容、対応状況等をホームページ等で公表すること。
- 17 即応訓練など通常と異なる訓練実施時においても、航空機騒音規制措置を厳格に運用し、周辺地域社会に与える影響を最小限とするよう米軍に働きかけること。



環 保 第 536 号
令和7年9月11日

航空自衛隊那覇基地司令
霜田 豊英 殿

沖縄県知事 玉城 デニ



那覇空港周辺における航空機騒音の軽減について（要請）

県では、地域住民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図るため、環境基本法に基づき、昭和58年3月に那覇空港周辺地域について「航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定」を行い、毎年、同空港周辺における航空機騒音の常時監視測定を行っています。

今回、県がとりまとめた令和6年度の航空機騒音測定結果において、那覇空港周辺の5測定局中1局（豊見城市、与根局）で環境基準値を超過しており、周辺住民の生活環境への影響が懸念されます。

つきましては、航空機騒音に係る環境基準が達成され、周辺地域住民の生活環境が良好に保全されるよう、航空機騒音の軽減について、なお一層の取組をお願いします。



環 保 第 534 号
令和7年9月11日

国土交通省大阪航空局長
塩田 昌弘 殿

沖縄県知事 玉城 デニ



那覇空港周辺における航空機騒音の軽減について（要請）

県では、地域住民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図るため、環境基本法に基づき、昭和58年3月に那覇空港周辺地域について「航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定」を行い、毎年、同空港周辺における航空機騒音の常時監視測定を行っています。

今回、県がとりまとめた令和6年度の航空機騒音測定結果において、那覇空港周辺の5測定局中1局（豊見城市、与根局）で環境基準値を超過しており、周辺住民の生活環境への影響が懸念されます。

つきましては、航空機騒音に係る環境基準が達成され、周辺地域住民の生活環境が良好に保全されるよう、航空会社等へ要請内容の周知を図るとともに、新たに増設された滑走路について、航空機騒音の軽減に繋がる運用方法等を引き続きご検討いただくなど、なお一層の取組をお願いします。



環 保 第 535 号
令 和 7 年 9 月 11 日

在日米軍沖縄地域調整官
ロジャー・B・ターナー 殿

沖縄県知事 玉城 デニ



米軍機による航空機騒音の軽減措置等について（要請）

平成 8 年 3 月に日米合同委員会で合意された「嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置」においては、人口稠密地域上空の飛行回避、また、夜間訓練飛行の制限などの措置を講じることとされています。

しかしながら、県と市町村が実施した令和 6 年度の航空機騒音測定結果では、環境基準の類型あてはめのある測定局において、嘉手納飛行場周辺の 19 測定局中 8 局、普天間飛行場周辺の 13 測定局中 3 局の計 11 局で環境基準値を超過しています。

嘉手納飛行場では、かねてから甚大な騒音被害が生じているところ、F-15C/D 戦闘機の退役に伴う F-22 戦闘機等の巡回配備が開始されて以降、100 デシベルを超える騒音が幾度も発生し、特に騒音が激しいとされる F-35A 戦闘機の飛来により、周辺住民の基地負担はさらに増大しております。また、夜間 22 時から翌朝 6 時までの騒音発生回数についても、前年度と比較して 21 測定局中 16 局で増加しており、周辺自治体に対し住民から多くの苦情が寄せられています。

さらに、駐機場拡張整備工事の遅れに伴い、一時的に MC-130 特殊作戦機等の駐機場となっている通称パループの使用期間が延長されたほか、これまでに同地区での使用が見られなかった HH-60 ヘリが日常的に駐機し、また、航空機の自走やエンジン調整が行われるなど、実質的に同地区の使用が恒常化しており、同地区に隣接する住宅地域での騒音及び悪臭被害が増大し深刻な問題となっております。

加えて、SACO 最終報告における騒音軽減イニシアティブに基づき、平成 29 年に移転が実現した旧海軍駐機場については、移転後もたびたび、HH-60 ヘリコプターや、外来機の KDC-10、KC-46 などにより使用され、騒音を発生させています。

普天間飛行場でも、MV-22 オスプレイや CH-53 等ヘリの夜間飛行や住宅地上空での旋回訓練、住宅地近傍でのエンジン調整、F/A-18 戦闘機や F-35 戦闘機等の外来機飛来などにより、低周波音を含めた航空機騒音被害が継続しており、今年 2 月には航空機騒音測定結果として過去最大に迫る水準となる 124.4 デシベルの騒音測定値を観測しております。また、夜間 22 時から翌朝 6 時までの騒音発生回数についても、前年度と比較可能な 12 測定局中 10 局で増加しています。

さらに、令和 7 年 5 月 5 日から 9 日にかけて実施された嘉手納飛行場を起点とする即応訓練では、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺地域で 100 デシベルを超える騒音が幾度も発生したほか、両飛行場周辺のみならず広範囲で非常に

多くの住民から県や地元市町村に苦情が寄せられるなど住民生活に深刻な影響を及ぼしました。

加えて、東村、宜野座村及び伊江村などの北部地域から那覇市までの広域において、MV-22 オスプレイ等の米軍機の飛行に伴い、地元自治体に対し住民から航空機騒音等の苦情が寄せられております。

昼夜を問わない航空機の騒音や排気ガスの発生は、県民の生活環境に大きな影響を与えており、また、航空機騒音規制措置による騒音軽減効果が明確に現れていないことは、極めて遺憾であります。

つきましては、航空機騒音に係る環境基準が達成され、周辺地域住民の生活環境が良好に保全されるよう、下記の事項について強く要請します。

記

- 1 嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺地域における航空機騒音に係る環境基準の達成に向け、実効性のある具体的な航空機騒音軽減の措置をとること。
- 2 日米合同委員会で合意された「嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置」（以下「航空機騒音規制措置」という。）及び「MV-22 オスプレイの我が国における運用に係る具体的な措置」を厳格に運用すること。
- 3 両飛行場の航空機騒音規制措置の実施状況及び改善状況について、県及び周辺市町村へ報告するとともに、日米合同委員会においてその実施に伴う効果について検証を行い、結果を公表すること。
- 4 両飛行場において実施されている一部訓練移転について、効果の検証を行い、当該結果を踏まえ、具体的かつ実効性のある対応策を講じること。さらに、両飛行場所属航空機の県外、国外への分散移転、長期にわたるローテーション配備や外来機の暫定配備を行わないことを含め飛来制限等を実施すること。
- 5 嘉手納飛行場の通称パパーループにおける航空機の使用を行わないこと。また、SACO 最終報告における騒音軽減イニシアティブに基づき移転が実現した旧海軍駐機場については、使用を直ちに禁止すること。
- 6 即応訓練など通常と異なる訓練実施時においても、航空機騒音規制措置を厳格に運用し、周辺地域社会に与える影響を最小限とすること。



環 保 第 532 号
令 和 7 年 8 月 29 日

環境省水・大気環境局長
大森 恵子 殿

沖縄県知事 玉城 テニ



米軍機による航空機騒音の軽減等について（要請）

平成8年3月に日米合同委員会で合意された「嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置」においては、人口稠密地域上空の飛行回避、また、夜間訓練飛行の制限などの措置を講じることとされています。

しかしながら、県と市町村が実施した令和6年度の航空機騒音測定結果では、環境基準の類型あてはめのある測定局において、嘉手納飛行場周辺の19測定局中8局、普天間飛行場周辺の13測定局中3局の計11局で環境基準値を超過しています。

嘉手納飛行場では、かねてから甚大な騒音被害が生じているところ、F-15C/D戦闘機の退役に伴うF-22戦闘機等の巡回配備が開始されて以降、100デシベルを超える騒音が幾度も発生し、特に騒音が激しいとされるF-35A戦闘機の飛来により、周辺住民の基地負担はさらに増大しております。また、夜間22時から翌朝6時までの騒音発生回数についても、前年度と比較して21測定局中16局で増加しており、周辺自治体に対し住民から多くの苦情が寄せられています。

さらに、駐機場拡張整備工事の遅れに伴い、一時的にMC-130特殊作戦機等の駐機場となっている通称パループの使用期間が延長されたほか、これまでに同地区での使用が見られなかったHH-60ヘリが日常的に駐機し、また、航空機の自走やエンジン調整が行われるなど、実質的に同地区の使用が恒常化しており、同地区に隣接する住宅地域での騒音及び悪臭被害が増大し深刻な問題となっております。

加えて、SACO最終報告における騒音軽減イニシアティブに基づき、平成29年に移転が実現した旧海軍駐機場については、移転後もたびたび、HH-60ヘリコプターや、外来機のKDC-10、KC-46などにより使用され、騒音を発生させています。

普天間飛行場でも、MV-22オスプレイやCH-53等ヘリの夜間飛行や住宅地上空での旋回訓練、住宅地近傍でのエンジン調整、F/A-18戦闘機やF-35戦闘機等の外来機飛来などにより、低周波音を含めた航空機騒音被害が継続しており、今年2月には航空機騒音測定結果として過去最大に迫る水準となる124.4デシベルの騒音測定値を観測しております。また、夜間22時から翌朝6時までの騒音発生回数についても、前年度と比較可能な12測定局中10局で増加しています。

さらに、令和7年5月5日から9日にかけて実施された嘉手納飛行場を起点とする即応訓練では、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺地域で100デシベルを超える騒音が幾度も発生したほか、両飛行場周辺のみならず広範囲で非常に

多くの住民から県や地元市町村に苦情が寄せられるなど住民生活に深刻な影響を及ぼしました。

加えて、東村、宜野座村及び伊江村などの北部地域から那覇市までの広域において、MV-22 オスプレイ等の米軍機の飛行に伴い、地元自治体に対し住民から航空機騒音等の苦情が寄せられております。

このため、県は、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、沖縄防衛局長及び外務省特命全権大使（沖縄担当）に対し、米軍機による航空機騒音の軽減等について、要請を行うこととしております。

つきましては、航空機騒音に係る環境基準が達成され、周辺地域住民の生活環境が良好に保全されるよう、下記の事項について強く要請します。

記

- 1 嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺地域における米軍機による航空機騒音の軽減について、航空機騒音に係る環境基準が達成されるよう、日米合同委員会及び関係省庁へ働きかけること。
- 2 夜間の航空機騒音の実態把握及び健康影響評価を実施し、夜間騒音の評価に適した夜間等価騒音レベル L_{night} などの指標を環境基準として設定すること。
- 3 航空機から発生する低周波音の実態把握及び健康影響評価を実施し、環境基準等を設定すること。
- 4 嘉手納飛行場周辺における米軍機からの排気ガスによる悪臭の実態調査を実施し、当該排気ガスによる悪臭を防止するための有効な対策を講じるよう日米合同委員会及び関係省庁へ働きかけること。